

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

85 / 8 / 白石之 復帰上人の書地々々々々々々々々々

復帰によつて基地はどう変わるか

自由民主党

(四五・八)

復帰によつて基地はどう変わるか

はじめに

一九五七年復帰が決定して、これからの沖縄の生活がどうなるか真剣に考えられているいま、基地問題の将来がその判断の重要な要素となるのは当然であり、県民の間いろいろ不安や疑問のあることも否定できません。しかも現在アメリカは朝鮮事変以来ベトナム戦争まで続いてきたアジアでの軍事体制の大巾な再検討、再編成の時期に入っています。そこでこの点について今少し考えてみるのも必要ではないかと思ひます。

基地とはわれわれにとつてなにか

ひと口に基地といつても、みる人によつてずい分見解が違います。極端なものでは、「太平洋の要」である沖縄の基地は、アジアの自由陣営を守るための、いわば「善の善」なるもの、という見方がありました。当然その逆の極端、すなわち「悪の悪」なるものとの見方、即時基地撤去論に代表される見方があります。この見方は、基地の存在による物心両面の弊害、米兵犯罪や爆音など公害の形で住民の生活を直接、間接に圧迫する悪い面を

けをとらえて反米的な左翼勢力がことさら誇張して主張しています。しかし、大多数の人々は、基地のこのような面、ひいては異民族統治のいまわしさを嫌悪しながらも、沖縄の経済生活の大部分を支えて来た基地が、すぐなくなつてしまふことは望んでいないといつても過言ではありません。「生活を守るため」復帰尚早論を唱える人々すらいた位で、現実を少し直視すれば、基地収入の重要性は無視し去るわけには行かないでしょう。

基地は強化されるか

ところで、基地の大もとのアメリカは、国際情勢の変化やベトナム戦争のなり行き、さらにはこれらと絡む国内事情の変化により、極東軍事戦略体制をすつかり練り直している最中であり、在ベトナム米軍の逐次引揚げもそのあらわれです。しかし、その結果沖縄ではどういふことになるのか、米政府の発表も断片的であり、なかなか一般的にはその全ぼうがつかめない実情です。そこでいろいろの推測や臆測が行なわれていますが、これまた人々の基地観を反映してさまざまであります。一部には「日本本土や韓国、その他での米兵力や基地の縮少は、実は沖縄基地の強化拡充によつて埋め合わせられる。これはまたもや沖縄住民の犠牲へのしわ寄せによる軍事優先政策のあらわれである」という議論があります。そしてその論拠としてアメリカの参謀総長や海兵隊総司令官の「沖縄基地の

重要性は衰えず、その機能は極力維持される」という発言や、浦添の第一兵站部に極東一円の補給調整機能が統合され、このため軍労務者四〇〇〇余名の解雇が撤回されたなどの事実を挙げています。このような論者は、最近相次ぐ軍労務者の解雇は基地縮少につながらぬものとして反対しつつ、同時に沖縄の毒ガスをアメリカは撤去しないままにしておくであろう。またB五二は復帰後も居残り、依然爆弾をかかえて出撃して行くであろう、とも述べています。いうまでもなく、これは前に出てきた「悪の悪なるもの」的考え方に立つ、即時基地撤去論者の臆測に立つた議論であります。

アメリカの節約ムード

ところでこのような臆測に反する一つのハッキリした事実がございます。それはアメリカにおける国費節減ムードの驚くべき高まりで、特に議会はあれだけ力を入れたアポロ計画は勿論、特に軍事予算の大巾削減に躍起になつています。しかも一年や二年で終つてしまふような一時的なムードでなく、世論にも定着した根の深いものです。米軍は、次々に打出される節約命令度毎に国内、海外を問わず兵力削減、基地縮少及び軍労務者の整理を余儀なくされています。ワシントンの政治家、軍人及び役人が寄れば「軍費節約」が第一の話題だそうで、アメリカ社会一般にこの気分がどんどん浸みとおつていと報ぜられて

います。こういう実情の中で沖繩だけが例外であるとは考えられません。いくら日本本土や韓国方面で節約してみても、それを沖繩の強化で埋め合わせるならば、全体として少しも節減にならないどころか、かえって持ち出しにすぎなかりかねません。そのような愚かなことをアメリカがやるのは到底考えられません。

こういう事態を前にして、軍部も勿論ただ黙っているのではなく、これ以上の削減を少しでも減らし、くい止めようとの努力はしており、このためのPRにも努めています。従つて前に引き合いに出された参謀総長や海兵隊指令官としても、これを意識しての発言であつて、いわば予防線を張つたようなものでありましょう。ワシントンから関係者に聞えてくる話では、韓国の米軍削減論に続いて、沖繩に海兵隊を一個師団も置いておく必要があるかとの疑問が少しづつ米政府内にてきているとのことです。たとえこのまま削減につながらないとしても、海兵隊首脳部が必死になるのも無理からぬことでしよう。

このように沖繩基地といえども削減ムードの例外たりえない状況であり、「強化拡大」などとは思ひもよらぬところであります。極東の自由諸国防衛上の戦略的価値自体は勿論減つてゐるわけではないことも明らかであります。沖繩基地の主要機能といわれる補給、通信の面はいうまでもなく、いわゆる局地戦争防止力や前進展開基地機能についても、最

近おめみえした巨人輸送機が五が数をそろえるのは何年もかかるので、今後また相当期間ある程度まとまつた兵力を沖繩の現場においておくこととみられます。

基地の漸減と沖繩経済

いつてみれば、復帰後の沖繩基地の重要性は変らず、従つてその在続自体は必要であり、その規模と米軍兵力は漸減して行くというのがこれからの大きな流れでしょう。漸減するのは米国の国費節約政策と、アジア軍事戦略体制の転換のほか、本土政府が沖繩民生向上・経済発展からみて必要な基地や施設の整理統合―特に那覇市内及びすぐ周辺―について米側と交渉してだんだん実現させて行くこととみられるからです。このほか本土からの自衛隊の沖繩移駐がありますが、局地防衛を主とする小規模のもので、基地の漸減の傾向に影響はないとみられます。

このように、沖繩では今後相当長期にわたつて基地が続く以上、いわゆる二億ドルに上る基地収入はたとえ漸減の傾向をたどるとしても、とに角一応確保されるとみられましよう。従つてわれわれとしてはこの基地収入を最大限度に活用し、政府の援助や企業誘致などの施策とを組合せた上自らの努力によつて、基地にいつまでも依存しない経済の基礎を

しつかり固めて行かねばなりません。これは大変な仕事ですが、最近の沖縄の事情に精通した一流経済学者の研究によりますと、復帰しても沖縄の人口はなかなか減らず、向う十年間に新卒業者の七割位までもが本土に行くという最もきびしい場合を想定しても、なお自然増加率の高い沖縄ではせいぜい一割位の人口減だろうとのこと。従つて過疎化でなく、むしろ少なくならない人口を養いつつ、将来性ある沖縄県をどう築いて行くかが、われわれのしかかっている課題で、この間基地収入が大きな役割を果すことは申すまでもありません。

「公害なき」基地と安保条約

問題はこれからどうやつて基地の望ましくない反面、いわば「公害面」を抑えて、基地収入を安心して活用して行くか、ということ。ここで大きく浮び上つてくるのは安保条約と地位協定です。これらの条約・協定についても、みる人によつて受取り方が違ふようです。一般によく耳にする議論は「これは日本の反動的支配層が、アメリカ帝国主義の手先となつてそのアジア戦略に組み込まれ、社会主義諸国やアジアの人民大衆への敵対行為に加担するためのきずなである。」というものです。さらに一九六九年十一月の佐藤・

ニクソン共同声明以後は、「安保は変質して、アジア核安保に拡大され、これによつて国際緊張は激化し、沖縄を含む日本はますますアジアでの戦いに巻き込まれて行く。わが沖縄でも米軍基地がどんどん巨大化され、県民は一層差別と犠牲を強いられる。共同声明路線下の沖縄返還は単に支配者がアメリカからヤマトに交代するだけであつて、云々とも論ぜられています。しかし事実のままにその正反対で、安保条約・地位協定こそ「公害なき基地」を可能にして行く唯一の方法だからであります。今少しくその内容について探つてみましょう。

「アジア安保論」の誤り

まず、「安保変質論」「核安保論」です。一体これは具体的に何を意味するのか、これをとらえている論者自ら余りはつきりと判つていないようです。強いて言えば「アジア安保論」は漠然と、「今まで日本防衛一本槍だつた安保条約が、これからは日本が米帝国主義の肩代りをする事となつて、アジア侵略の役割を新たに担い、アメリカの狙いであるアジア人同志の戦いに介入して行く。このため自衛隊が海外派兵される道が開け、日本帝国主義はもろろん、日本軍国主義もここに復活した」ということのようにです。こういう議論は一目見ても余りにもコシついであり、非現実的であり、日米がそんな約束をしたなどと

いう説は真面目に反論する価値もありません。自衛隊の海外派遣は到底国内国外の世論の許すところでなく日本政府としては夢にも実行しえないこと、さらに人員不足に悩み弾薬その他海外での不足に不可欠な物量の備蓄もない自衛隊の派兵など全然思いも寄らないことは誰の目にも明らかです。

また「ほんもの」の軍国主義を骨身にこたえて体験したわれわれの目には、「軍国主義復活」の議論はまさに噴飯物としか写りません。「アジア安保」論者は「昨秋の日米共同声明によつて、日本と韓国と台湾の中華民国政府との軍事関係が特に緊密となり、その中でも日本が在韓米軍削減などもあり主要な軍事的役割りを負うこととなつた」という意味のことをいいます。これは恐らく共同声明に韓国や台湾地域の平和と安全は日本自身の安全にとつて重要であるという、いわば「当りまえ」の趣旨が述べられていることに言いがかりをつけているのだらうと察せられます。この点もまた少し冷静に日本のおかれてゐる地理的位置をみれば、韓国や台湾地域で重大な武力侵略が起れば、国益に直接ひびく重大事件となるのですから、韓国や台湾地域の平和と安全が確保されることがなによりも望ましいこととは明らかです。そこで、さきほどのような議論をする人々でも、日本の自衛隊が到底韓国や台湾に出兵できないことは分り切つてゐるとみえて、「主要な軍事的役割り」を果

すはずの日本は、自らは第三義的役割に甘んじ、「沖縄を含む在日基地の自由使用を米國に許す」ことに決めたのだ」という議論としては矛盾したことを言つてゐます。

(六注)

○安保条約 正しくは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」。講和条約とともに出来た旧安保条約を一九六〇年に改正してできた。米國の日本防衛義務、日本の基地提供、日米兩國の協議などを定めてゐる。一九七〇年六月から、日米どちらかが一年の予告で条約を終了させることができる。

○地位協定 正しくは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」。安保条約と同時に成立。米軍に使用が許される基地に関することと、日本にゐる米軍、米軍人の地位に関することを定めてゐる。基地の提供や返還、日米共同使用の手續、基地使用の細かい条件、米軍人の入國、出國、税金、刑事及び民事裁判権の詳細などが詳しく決めてある。

自由出版 自由出版 自由出版 自由出版 自由出版 自由出版 自由出版 自由出版 自由出版 自由出版

「自由使用論」の誤りと事前協議の本質、韓国・台湾地域との関係

この「自由使用」というのは、返還後の沖縄を含む日本にある米軍が韓国・台湾地域方面へ戦闘作戦行動をするため、米側から日本側へ安保条約に定める事前協議（注）があつた際、日本政府は必ず「イエス」と答えることに決まつたのだ、という議論です。ところが事前協議というものは、その性質上「イエス」も「ノー」もともにありうるもので、それでなければこのような制度を作つた意味をなしません。この制度の趣旨は、在日米軍の一方的行動によつて日本が戦争にまき込まれることがない、という点にあります。いいかえれば、日本の自主的な判断によつて、米軍の行動を認めるかどうか、という制度で、米側からみれば今まで勝手に使えた沖縄基地は、復帰後「自由」どころか、まさに「不自由使用」になるわけです。いわば日本の発言権によつて米国がしばられるということです。だから「自由」なのは米国でなくて「イエス」とも「ノー」ともいえる立場にある日本なのです。わが国（当然沖縄を含む）の安全確保のため、どうやつて米軍を最もうまく使うか、というのが日本の判断にまかされているのです。安保条約の中でも非常に重要なこの点は、日米共同声明のいうとおりなら変更も差別もなく沖縄に適用される（すなわち、本土並

み適用)ので、沖縄の返還によつて少しも変わらないのであります。勿論さきほど述べたとおり、韓国や台湾地域の平和と安全を確保して、わが国の安全を守るため日本は事前協議に際して前向きな態度で対処し、必要と思えば「イエス」ということもありうるでしょう。しかし場合によつては「ノー」ということもありえます。これこそまさに事前協議制度の適正な運用であつて、ずつと以前からの考え方と変つておりません。いずれにせよ沖縄復帰により韓国・台湾地域方面で戦争にまき込まれる危険が増えるなどということはありえません。

(注)

事前協議 米軍が日本にある基地を使い当つて、次の特定の行動については、必ず事前に協議を求めてくること約束され、さらに別途共同声明で確認されている。これは米国の行動が日本側の意向に反して行なわれないために設けられたもので、日本が反対すれば米国はそれらの行動をとれなくなる。

○ 米軍の日本国内への配置における重要な変更

○ 米軍の装備における重要な変更（核兵器の持込み）

○ 日本にある基地を戦闘作戦行動の基地として使う場合

「まさかこまれば論」の誤り

このように韓国や台湾地域に異常事態が起れば、日本が立ちどころになんの意見をいひまもなくまき込まれてしまう、という議論は全くのナンセンスです。左翼の人々の間には、今まで関係の冷たかつた中共と北鮮が最近より、を戻しかけていっているのは、共同声明にあらわれた「軍国日本の脅威」に対抗するためだ、という議論がありますが、さきほどのべたとおりこれもナンセンスです。実は「アメリカの属国だ」位にタカをくくっていたのが沖繩の、しかも本土並み返還を米国と約束した日本の政治力・軍事力ではないに、今さら驚いた、というあたりが真相のようです。このほかさらに一部には「沖繩返還を機として、米国が韓国、国府、フィリピンなどと結んでいる防衛条約が日米安保と「癒着」して、日本は自分の意思と関係なく戦争にまき込まれてしまう」という説がありますが、これも全くの誤りです。沖繩が返還されたからといって、現在別々になつていゝるそれぞれの条約がくづついで一つになるわけはありません。事前協議への返事はあくまで日本自身の判断によるもので、アメリカがよその国と条

約があるから有無をいわさず自動的に決つてしまふなどということは全くありえません。従つていわゆる「アジア安保化」などはありえないのです。

「核安保論」の誤り

次にいわゆる「核安保論」ですが、これも「アジア安保」同様意味がはつきりしません。というのは安保条約は本土並みに適用されるのですから、本土と同様復帰後の沖繩には核兵器が残るはずはないからです。さらには、日米共同声明に出ているとおり、ニクソン大統領は佐藤首相との会談で、核兵器に対する日本国民の特殊な感情と、これを背景とした日本の非核三原則に深い理解を示し、沖繩の返還は日本の非核政策と逆行しないように行なうことをハッキリと約束しているのです。アメリカにとつて国防の基本となる核問題についての最高決定権をもつている大統領が確約しているのですから、全然疑問を残す余地はないわけです。しかし、これほどはつきりしていても「核つき」だという人は、共同声明で大統領が「事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」という表現を使つていゝることがその証拠だ、といつています。しかし、これではアメリカの大統領ともあろうものが自分のした約束を反古にすることになり、勿論こんなバカなことがある筈はな

いのです。この表現は、実は大統領が米国内、特に軍部に説明しやすいようにつけられたもので、「返還とともに核はなくなるが、将来再び持ち込む話ができるときは、事前協議にかけるのは本土のときと全く同じなのだ」ということを念のために確認したもののなのです。なぜこんなものが必要かといえば、米国民の中にもいわゆる「タカ派」があり、さらに少しでも戦力を小さくすることに本能的に抵抗する軍部もあるので、「核ぬき」沖繩返還に反対させないよう、いわば「オブラート」をかけたわけです。勿論実際には日本政府が核持ち込みに「イエス」を与える筈のないことはチャンと分つた上での話しなのです。いつてみれば、「核ぬき」はニクソン大統領の一大英断だつた、ということですが、「核つき」論も「核かくし」論も、ともにナンセンスです。

安保条約でよくなる沖繩―B五二とベトナム

以上のようなことで、「アジア安保」も「核安保」もナンセンスだということになりますから、いわゆる「安保変質論」も根拠がないわけです。安保条約が少しも変質してないことは実は非常に重要なことなのです。なぜかといえば、まさに安保条約が存続する、という前提でアメリカは沖繩の返還に同意したのであり、さらには同じ前提に立つてさき

ほど述べた基地の存続と漸減をやつて行くからです。だからこそ、安保条約は沖繩返還を可能にし、「公善なき」基地からの収入を確保して将来性ある沖繩県道を可能にするものであるといえるわけなのです。従つて「沖繩県民を苦しめる」どころか、むしろ県民の利益のために奉仕するものといつても過言ではありません。ではこれから安保条約と地位協定の本土並み適用によつてどう基地が変つて行くかを考えてみましょう。第一に、核兵器は復帰後にはなくなります。これは本土と沖繩の基地の間の格差をなくする大きなできごとです。同じように本土基地に存在しない毒ガス兵器も復帰後沖繩におかれることはありません。従つて復帰前に撤去された毒ガス兵器がまた舞戻つてくることはありません。またB五二については、米側もいつまでもおく気がないといつており、復帰前にもいなくなるものと期待されますが、復帰後沖繩から戦闘作戦行動のために出撃しようと思つても、さきほどの事前協議もあり、一方的になんでもやれるようなことはできなくなります。従つて今あるような組織的な駐留や行動が復帰後も続くことはありません。

ここで一寸申し添えますと、米上院外交委員会のいわゆるサイミントン小委員会は、八月二十三日「日本と沖繩」に関する聴聞会議事録を発表しましたが、この議事録に収めら

れている米政府関係者の証言をめぐり、日米間に日米共同声明以外に何らかの秘密の合意があるのではないか、或いは、日米共同声明の解釈について日本と米国の間に喰違ひがあるのではないかと、一部に不安を持つ向きもあるようです。

しかしながら、沖縄返還に関し、昨秋の共同声明以外には、日米間に合意というものは全く無く、今回の議事録を読んでも、日米間の見解に矛盾するところは何等無いのであります。そこで、以下沖縄返還問題をめぐり、前記の如き不安をもつ論者の危惧している主要点につき、今まで述べてきたところと若干重複するところもありますが、念の爲、具体的に検討してみましよう。

最初に、沖縄返還の時期の問題ですが、ジョンソン国務次官は、「満足すべき取決めがまとまらないなら、沖縄返還は七二年以降に延びることがありうる」との発言を行つております。この点については、共同声明第六項には、「日米両国政府は、立法府の必要な支持をえて具体的取決めが締結されることを条件に」一九七二年中に沖縄復帰を達成するよう、協議を促進すべき旨述べられており、ジョンソン次官の発言はこの点を頭においてなされたものと考えられます。いずれにせよ、聴聞会の開催されたのは本年一月であること

に留意すべきであり、現実問題としては、日米繊維交渉の決裂という事態はあつたにせよ、沖縄返還交渉が順調に進んでいることからみても、一九七二年より返還時期が遅れるという事態は決してあり得ないといえるでしょう。なお米側もこの点については全く同じ立場であり、例えば現に米国務省当局は、八月二十五日「東京における沖縄返還交渉は進んでおり、沖縄の返還取決めを遅らせるような問題や理由は何もない」と述べ、またマイヤー大使も、同日「沖縄返還については、日米共同声明で公表された通り、一九七二年中に実行したい」と言明しています。

次にジョンソン次官は、七二年までにベトナム戦争が終わらない場合、沖縄返還によつて米軍の直接戦闘行動が束縛されないように、別途特別な取決めを行なう用意のあることを示唆しています。これは米国内に、「ベトナム戦争が終つていないのに沖縄を返すのは危くないか」という声があるので、ニクソン大統領が米国内に説明しやすいように、日米共同声明の中で「日米双方はそのときの情勢に照らして十分協議する」ことを謳つた点に言及したものと想われます。このことは、具体的には沖縄を基地とするB52のベトナム爆撃の可能性を確保するためのものと解されておるようですが、「一九七二年本土並み」

の返還については原則的合意があるわけですし、万が一ここにいう協議が行なわれることとなるにせよ、七二年中の返還が延期されたり、B 52 のベトナム発進を認める為に事前協議制適用の例外を設ける如き合意を行なうことはないのです。

また同次官は、沖繩返還後の問題として、「米国が例外的ケースで必要と考えた場合は、核兵器持込みを日本と事前協議する権利を非常に注意深く留保している」と述べています。が、日本政府は、「返還後の沖繩に本土と同様非核三原則を適用する」旨、及び「返還後の沖繩に核持込みを要請されることがあつても、事前協議の段階でことわる」旨を繰り返して言明しています。同次官の説明は、核兵器の持込みが、理論上事前協議の対象となつてゐることを、米国側の立場から述べたものであり、日本側が沖繩への「有事核持込み」に同意したという事実は絶対ではありません。

さらに、韓国、台湾との関係について、事前協議の諾否の基準がイエスに傾いたかの如くジョンソン説明を解し、これをもつてアジア安保への変質なりとし、或いは戦争に捲き込まれる危険性を説く向きもありますが、韓国、台湾への発進について、事前協議があるとして諾否の基準は、あくまで日本の国益に照らして決定されるものであり、自主的立場

に立つてイエス、ノーを判断することは、政府が国会等において繰り返し明らかにしているところでもあり、今さら言うまでもありません。事前協議は、その適正な運用によつてむしろわが国の安全が確保されるのであり、戦争に捲き込まれる危険が回避されるものといわねばなりません。

以上述べたとおり、昨年十一月の日米共同声明に関し、日米間には何ら誤解はなく、沖繩が一九七二年中に「核抜き、本土並み」で返還されることは間違いないところでありま

地位協定と米兵犯罪

さて、復帰とともに地位協定が本土と同じに沖繩に適用されますが、ここで一寸解説を加えますと、この地位協定は、前に「日米行政協定」といつていたものを一九六〇年に改正してできたものなのです。どういふ改正かという点、それまでだいたい米側に都合よくできていたものを、ここで真の意味で日米対等とし、またNATOなどヨーロッパの国々と同じような、いわば国際間の標準ルールに乗せたというわけです。現に日米地位協定は、世界で最も進んだ協定といわれています。一つの例をとつてみると、米兵やその家族など

がときに公務以外で日本人に対してなにか犯罪を起せば、基地の外でも内でも日本の裁判に服することとなります。日本の警察に逮捕されるのも勿論です。これが現在の沖縄とくらべてきわめて大きな違いです。この地位協定が施行されて十年、本土に駐留する米兵は日本に在るとの自覚が強く、大変日本政府や国民に気を使うようになっていっています。ときたま不心得者がいますが、一般に「本土型米兵」は沖縄駐留の者にくらべてずつとおとなしく遠慮がちです。復帰を前にして連日世間を騒がせている米兵による犯罪やその他のいわゆる人権問題は、復帰後は日本の裁判権・警察権の適用により激減するだけでなく、適切に処理されて、国民、県民の権利が十分保護されることとなります。勿論そうはいっても復帰とともになんでもかんでも自然にスムーズに行くわけではありません。本土と比べてあまりにも格差の多い沖縄の裁判・警察関係当局に十分な準備がなく、いわば丸腰でこの大任をすぐ引受けるといつても無理なことはハッキリしています。いまから復帰までの間に本土政府はじめ関係当局が沖縄での裁判・警察関係の機能を十分にどのえなければなりません。これぞ本土政府の大きな義務であります。

地位協定と軍労務者

地位協定適用によつて大きく変る分野の一つは軍労務関係です。一口にいふと今沖縄の労務者は米軍に直接雇用されていますが、本土では日本政府がこれを雇用して、米軍の職場で働くという間接雇用の形をとっています。これによつて労働条件や労務管理等の面で日本政府というワン・クッションが入つて、いまみたいに軍側と組合が直接ぶつかることはなくなりません。それから給与とか退職金などの面でも本土と同じ仕組みになります。勿論基地の漸減が続く以上、復帰後も離職者が続くことは予見されますが、その場合でも政府のワン・クッションがあり、転職や離職者保護対策は今よりスムーズに行なわれることとなります。こういうよいことは復帰をまたず一日も早く実現したいものですが、これもまた復帰しさえすれば自動的になんでもかんでも一度に切りかわるのではなく、そのための周倒な準備が必要です。ここでもまた本土政府はじめ各当局が十分に準備をととのえる責務がありますが、それを早く進め、米側の同意もとりつけて、復帰前にも間接雇用のよいところが動き出すようになれば、これほどよいことはありません。

地位協定と軍用地

次に軍用地問題ですが、復帰とともに今までのような米軍が琉球政府を経由して地主か

ら借りる形はなくなり、地位協定の手続に従つて日本政府が地主から賃借して米軍に提供することとなります。さきほどの労務と同じく、ここでもワン・クッションの利点があるのみでなく、賃借料その他の条件も今よりずっと安定した、かつ、公正なものとなります。また前にも述べましたが、地位協定の手続によつて、日本政府は本土と同様、米軍と話合つて基地の合理的・漸進的な整理統合を実現して行くことができます。不急不用な軍用地の解除によつて、民生の安定に大きく寄与するのみならず、沖縄に平和産業開発の基盤ができるようになれば、沖縄全体にとつてプラスになるのみならず、地主等関係者にとつても基地収入をはるかに上回る収益が可能になるわけです。今のようにただ一方的に米軍の都合でのみ解放されるのと比べれば、大きな違いです。なお、一部に「本土並みといつても沖縄の基地の数や密度はちつとも敵らないからマヤカシだ」という説がありますが、勿論これは「本土並み」の趣旨、すなわち安保条約、地位協定のもとでのやり方や仕組みを知らない無知な議論でナンセンスです。基地の数を合理的に減らして行くことは、地位協定の手続によつてのみ可能なことを、県民の諸君もよく理解しなければなりません。しかし、ここでも周到な準備が必要で、日本復帰とともに起る制度の切りかわりにそなえて、

一人一人の地主の方々に対する当局の親身な説明とサービスが絶対に必要です。これには時間もかかりますが、復帰をスムーズにやるためには是非とも早く政府としては準備をととのえる責務があります。

軍用地問題に関連して、本土政府は米国から民政関係の米側資産を引継ぐだけでなく、基地も買取ることになるのではないかという懸念が一部にあるようですが、そういうことは日米ともに全然考えていないところではあります。それよりも戦争が終つて以来の軍用地をめぐるいろいろな米側に対する県民の損害補償請求をどうするかは、返還交渉に当つて日本政府がしつかり本腰を入れて米国とかけ合わなければなりません。このことはいろいろな人身事故にも全く同じにいえることで、政府も十分善処すると信じます。

地位協定と基地公害

さて爆音とか油もれとか種々の基地公害があることは沖縄では日常化してしまつていますが、復帰すれば本土と同じく基地周辺整備法が適用され、学校・病院などの防音設備とか、必要ないろいろの土木工事とかは、国の手で強力に進められます。また米軍による県民の損害は、民事特例法によつて、政府の手で十分に手当てされるようになります。これ

でも不十分であれば、米側を日本の裁判所に訴えることができません。しかし、これらの制度や仕組みよりも、最も効果のあることは、米軍自体が本土駐留の米軍と同じに、深く自衛自戒するようになり、公害や事故防止はもとより、起きてからの適切な処理に心を配るようになることです。これはまさに地位協定の偉大な効用の一つで、日本政府の米軍に対する発言権の大きさと相まつて、現状と比較にならぬほど、改善されることとなります。勿論ここでも本土政府その他による十分な準備の必要なことは前と同じです。なお、逆に日本人が米軍基地などに対して不法行為をした場合は、今のように米側の法令によつて処理されるのと異なり、日本の関係法令、特に刑事特例法が適用されますから、加害者側の人権保護を含めて公正適切に処置されることとなります。

終りに「たくましい沖縄造り」

以上をかいつまんでみますと、復帰によつて、安保条約・地位協定が適用され、基地の暗い面は一掃されるとともに、基地収入など沖縄の経済にプラスになる面は続いて行きます。また、基地の漸進的、合理的な整理によつて将来性のある豊かな沖縄経済建設の基盤が造られることとなります。従つて「本土の沖縄化」などは、全くナンセンスです。勿論

このことは単なる「基地の謳歌」ではなく、キチンと額面どおり右のようにするよう日本政府はじめ関係者の絶大な努力と準備が必要なことはいうまでもありません。

ここでいいたいことは、政府の努力は当然のことながら、沖縄県民としても十分基地の実態をみきわめて、そのポイントをしつかりと認識して、新しい時代にそなえなくてはならない、という事です。われわれはたくましく生きて行かねばなりません。ただいたずらに「基地は戦争のシンボルで、これを認めることは戦争に協力することだ」「基地があれば再びわが子や教え子を戦に送り出さなくてはならないのだ」とおそれおのいていても、また「アメリカからヤマト支配への逆戻りだ」とひがんでみても、豊かな沖縄はやつてきません。逆に復帰後は米軍基地を産業基地、民生基地に活用し、明るい沖縄造りに貢献させなくてはなりません。こうやつてこそ、本当の意味で平和が守られ、戦争が防がれ、「反戦平和」をことさら叫び血のゲバや騒乱を起さずとも、県民の幸福は守られ、将来が切開かれて行くのではないでしょう。

復帰によつてわれわれ沖縄県民の日本人としての、人間としての尊厳性が誰からも侵されることなく確立します。しかし、それまでにわれわれも力強く心を決してわが生活を

少しでも豊かに安全にするよう、政府の尻もたたきつつ自分で一歩一歩ふみ出して行きたいものです。本土に対しては単なる「一体化」を越えた格差是正、援助の改善を、沖縄にあつては財政硬直化に根ざす不況ムード、ひいては物価高や生活苦の是正を要求しながら、単なる「安保反対」のストップガンやイデオロギイがふり回せぬ新味のない議論は惜し気もなく棄てて、自分の足で立つようにしなくてはなりません。このためせつかくわれわれの民意を国政に反映する機会を与える十一月の国会議員選挙で十二分に権利を行使し、本土政府を動かすことのできる議員を選ぶことが絶対に必要であります。安保破棄、基地即時撤去などの反米的観念論が何の意義もなく、また一人一党的な議員には何らの実行力もないことを賢明な県民諸君がよく理解されることを期待します。